平成２２年（フ）第１４４号
福岡県京都郡苅田町桜ケ丘10番地４
債務者　有田　裕行
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
石川県加賀市熊坂町ニ18番地１　信開ドムス大聖寺駅前213号室、従前の住所兵庫県明石市魚住町西岡745番地の９　県住１棟809号
債務者　黒木真由美
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１５０号
長野県諏訪郡下諏訪町社7046番地22、前住所長野県岡谷市川岸2168番地
債務者　折戸　　進
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第３号
長野県茅野市本町東17番76号　ハイツあぶらや201号
債務者　山口　優華
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第６号
長野県茅野市豊平1378番地13
債務者　足立　豊子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第３９号
岐阜県各務原市尾崎西町２丁目１番地尾崎団地Ａ15棟1546
債務者　森　真由美
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４号
大分県臼杵市大字江無田942番地の１　ヴァンベール臼杵103
債務者　本山　光治
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２１号
大分市大字光吉1485番地の１
債務者　河野　博子（旧姓緑川）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４２号
大分市下郡南５丁目16番42号
債務者　渡部　尚史
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５５号
大分市大在北１丁目14番11号サンマリン北Ａ101
債務者　常盤　　恵
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７３号
大分市大字下郡2650番地の２
債務者　大石　秀徳
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４号
沖縄県石垣市字登野城325番地　大浜アパート201
債務者　山本　　聡
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２３年（フ）第３５号
長野市稲田３丁目４番５―105号　ファミーユ曲り木Ｂ棟、前住所長野市大字富竹721番地52
債務者　滝澤　千鶴（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
長野県飯田市松尾常盤台203番地１県営住宅57―17号
債務者　山田　宏美
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第３７１９号
名古屋市港区稲永５丁目７番５―203号、住民票上の住所名古屋市港区中川本町５丁目１番地の35　宝マンション築地ウエスト弐番館711号
債務者　酒井　竜太
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１号
愛知県愛西市日置町上川田87番地１　ＳＫアパート東―１
債務者　永田　奉之
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０１号
名古屋市南区五条町３丁目31番地　五条住宅307号
債務者　森川　陽子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部